

平成 2 2 年度入札契約制度改正について

平成 2 2 年 1 月 8 日

平成 2 2 年度以後の入札契約制度改正について、次のとおり取りまとめましたので、お知らせします。下線部分の施行年月には特に注意してください。

第 1 各契約に共通する事項

1 電子入札の拡大等

(1) 電子入札の対象を次のとおり拡大します。

ア 工事（平成 2 2 年 4 月）

JV 工事の入札に拡大します。

（現行：JV 工事を除く許容価格 1500 万 S D R（26 億 3,000 万円）未満の入札）
引き続き許容価格 1,500 万 S D R（26 億 3,000 万円）以上の入札は郵便入札

イ 物品

(ア) 買入れは許容価格 160 万円超，製造の請負は許容価格 250 万円超の入札に拡大します。（平成 2 2 年 4 月）

（現行：許容価格 1,000 万円以上 20 万 S D R（3,500 万円）未満の入札）

(イ) 契約課から発注するすべての見積合わせで実施します。

（平成 2 2 年 7 月）

引き続き許容価格 20 万 S D R（3,500 万円）以上の入札は郵便入札

(2) 再入札の実施（平成 2 2 年 4 月）

電子入札で，1 回目の入札が不調のときは，原則として再入札を行うこととします。

（現行：1 回目のみで，再入札は行わない。）

2 入札参加資格審査申請及び格付申請の改正

(1) 建設工事に係る市外業者については，格付申請を第 2 順位までの希望業種のみとし，格付ランクの付与を省略します。

（平成 2 2 年 4 月）

（現行：第 2 順位までの格付ランクを付与）

(2) 市外業者が更新申請時に添付する納税証明書を国税のみとします。ただし，岡山県内に契約締結先となる営業所を有する市外業者については，岡山県税も必要です。（平成 2 2 年 4 月）

(現行：すべての市外業者について，国税，県税及び市町村税が必要)

代表者(岡山市内に住民登録がある場合に限る。)納税証明書は従来どおり。

(3) 建設工事の格付申請手続について，申請者ごとの更新時期にあわせた格付申請，申請翌々月格付決定に改めます。

(平成23年1月)

(現行：一斉の申請受付(1月)，一斉の格付決定(4月))

S D Rを日本円に換算した金額は，平成22年4月1日以後変更となる可能性があります。

第2 工事契約関係

1 建設工事の格付ランクの決定方法等の改正(平成22年4月)

土木工事，とび・土工・コンクリート工事，建築工事(大工工事)，電気工事，管工事(水道工事)，ほ装工事及び造園工事の格付ランク決定方法について，あらかじめ定めておく総合数値によるランク決定方法に改めます。(現行：構成割合によるランク決定)

なお，機械器具設置工事，塗装工事，防水工事，電気通信工事，鋼構造物工事及びその他工事については，従来どおりあらかじめ定めておく総合数値によるランク決定方法とします。

(単位千円)

等級	土木工事		とび・土工・コンクリート工事		建築工事 大工工事	
	総合数値	発注の基準となる金額	総合数値	発注の基準となる金額	総合数値	発注の基準となる金額
特A上	1060点以上	100,000以上	1060点以上	80,000以上	1120点以上	100,000以上
特A下	1060点未満 920点以上	300,000未満 50,000以上	1060点未満 920点以上	400,000未満	1120点未満 900点以上	400,000未満
				300,000以上 300,000未満 40,000以上		
A	920点未満 770点以上	100,000未満 25,000以上	920点未満 770点以上	200,000未満	900点未満 750点以上	300,000未満
				100,000以上 100,000未満 15,000以上		
B	770点未満 670点以上	50,000未満 3,000以上	770点未満 670点以上	80,000未満 4,000以上	750点未満 650点以上	100,000未満 4,000以上
C	670点未満	25,000未満	670点未満	40,000未満	650点未満	50,000未満

注： 印の金額帯のとび・土工・コンクリート工事，建築工事及び大工工事については，ISO9000シリーズ認証取得者に限る。

(単位千円)

等級	電気工事		管工事 水道工事		ほ装工事	
	総合数値	発注の基準となる金額	総合数値	発注の基準となる金額	総合数値	発注の基準となる金額
特A	920点以上	20,000以上	910点以上	20,000以上	1080点以上	20,000以上
A	920点未満 810点以上	200,000未満 10,000以上	910点未満 770点以上	200,000未満 10,000以上	1080点未満 790点以上	6,000以上
B	810点未満 710点以上	60,000未満	770点未満 680点以上	60,000未満	790点未満 690点以上	20,000未満 4,000以上
C	710点未満	20,000未満	680点未満	20,000未満	690点未満	10,000未満

(単位千円)

等級	造園工事		機械器具設置工事 塗装工事 防水工事 電気通信工事 鋼構造物工事		その他工事	
	総合数値	発注の基準となる金額	総合数値	発注の基準となる金額	総合数値	発注の基準となる金額
特A	860点以上	20,000以上	860点以上	4,000以上	860点以上	0以上
A	860点未満 760点以上	200,000未満 10,000以上	860点未満 740点以上	200,000未満	860点未満 740点以上	200,000未満
B	760点未満 700点以上	60,000未満	740点未満 680点以上	60,000未満	740点未満 680点以上	60,000未満
C	700点未満	20,000未満	680点未満	20,000未満	680点未満	20,000未満

2 総合評価一般競争入札の対象拡大等（平成22年4月）

特別簡易型の対象工事を許容価格1億5,000万円以上5億円未満の工事に改めます。（現行：2億円以上5億円未満の工事）

3 低入札価格調査基準価格等の改正（平成22年4月）

総合評価一般競争入札の対象を拡大することに伴い，低入札価格調査対象工事を，許容価格1億5,000万円以上に改めます。（現行：2億円以上）

4 特殊工事の取扱いの変更（平成22年4月）

JR近接工事は，個別の工事ごとに必要な実績，技術者等を定めることとします。（現行：JR近接工事は特殊工事）

5 工事成績活用基準及び優良工事施工業者等表彰制度の見直し

(平成23年4月)

- (1) 工事成績評価の累積点による表彰及び優遇措置(以下「現行制度」という。)は平成22年度で廃止し,現行制度による優遇措置は,当該優遇措置が終了するまで行います。
- (2) 平成23年4月1日以後に完了した工事からは,工事成績評点による優良工事施工業者表彰制度を実施します。
- (3) 新しい優良工事施工業者表彰制度の概要は,次のとおりです。
 - ア 前年度中に完了した工事の工事成績評点平均点上位者を表彰します。
 - イ 表彰対象となった工事完了日の属する年度の翌年度7月以後最初の格付において主観点を加算します。
 - ウ 工事成績評点が60点以上63点未満は3月,60点未満は6月の指名留保とします。(現行どおり)
- (4) 現行制度終了時の工事成績評価による累積点は,平成23年度のそれぞれの工事成績評点の平均点に加算し,当該年度の優良工事施工業者を決定します。この場合において,加算結果が100点を超える場合は100点とします。
- (5) 新しい工事成績活用基準及び優良工事施工業者等表彰制度については,詳細が決定し次第発表します。

第3 建設コンサルタント業務等契約関係

建設コンサルタント業務等の入札参加制限の見直し(平成22年4月)

許容価格の100分の75未満で落札した業務の履行期限が,その者の責に帰すべき事由以外によって延長されたときは,他の入札への参加制限は当該延長前の履行期限までとします。

第4 平成23年度以降の改正予定

1 総合評価一般競争入札の対象拡大等

総合評価一般競争入札の対象拡大を図るとともに,評価方法,配点等を見直しを検討します。

2 委託等一般競争入札の試行対象の拡大

一般委託の入札について,段階的に事後審査型一般競争入札を拡大します。

3 電子入札の対象拡大

電子入札の対象を一般委託に順次拡大します。

4 入札参加資格審査申請要件の見直し

入札参加資格審査項目に市民税特別徴収義務者の特別徴収実施を加えることを検討します。

この改正についての問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局監理課	Tel(086)803-1195
	Fax(086)803-1764
	E-mail:kanri@city.okayama.jp